

歯科診療報酬点数表

令和4年4月版

追補 202209

- 以下の告示・通知等により、本書の内容に訂正が生じたので、ここに追補します。

- 令和4年3月31日 医療課事務連絡
- 令和4年4月28日 厚生労働省告示第174号（令和4年5月1日適用）
- 令和4年4月28日 厚生労働省告示第175号（令和4年5月1日適用）
- 令和4年4月28日 保医発0428第6号（令和4年5月1日適用）
- 令和4年4月28日 医療課事務連絡
- 令和4年5月31日 厚生労働省告示第191号（令和4年6月1日適用）
- 令和4年6月7日 厚生労働省告示第196号（令和4年6月8日適用）
- 令和4年6月15日 医療課事務連絡
- 令和4年6月16日 厚生労働省告示第204号（令和4年6月17日適用）
- 令和4年6月30日 厚生労働省告示第227号（令和4年7月1日適用）
- 令和4年6月30日 保医発0630第2号（令和4年7月1日適用）
- 令和4年8月17日 厚生労働省告示第252号（令和4年8月18日適用）
- 令和4年8月31日 厚生労働省告示第263号（令和4年9月1日適用）
- 令和4年9月30日 厚生労働省告示第306号（令和4年10月1日適用）
- 令和4年9月30日 保医発0930第7号（令和4年10月1日適用）

- 看護職員処遇改善評価料の新設、オンライン資格確認導入の原則義務化、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の新設等に伴い、以下の告示・通知により本書の内容に訂正が生じた。これらの内容に関する追補は、上記の追補とは分けて掲載しています。

- 令和4年9月5日 厚生労働省告示第268号（令和5年4月1日適用）
- 令和4年9月5日 厚生労働省告示第269号（令和4年10月1日適用）
- 令和4年9月5日 厚生労働省告示第270号（令和4年10月1日適用）
- 令和4年9月5日 保医発0905第1号（令和4年10月1日適用）
- 令和4年9月5日 保医発0905第2号

- 看護職員処遇改善評価料の新設、オンライン資格確認導入の原則義務化、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の新設等に伴う省令・告示・通知等（上記の告示・通知も含む。）については、当社ウェブサイトに掲載しています。本追補と併せてご確認ください。

[\(https://www.shaho.co.jp/publication/addendum/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/addendum/)

- ※ 「訂正後」の材料価格・材料料点数については、令和4年10月からの価格・点数を示しています。

頁	欄	行	訂正前	訂正後
114	左	上から21～22行目	注1 本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者	注1 本文に規定する患者
156	左	下から5行目	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術
176	右	下から7行目	「注5」	「注3」
190	左	下から20～18行目	(1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 76点 ロ 小白歯・前歯 47点	(1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 77点 ロ 小白歯・前歯 48点
196	左	下から9～6行目	キーパーを装着した金属歯冠修復は2又は4の材料料、キーパーの材料料及びキーパーの装着の材料料の合計により算定する。	〔削除〕
196	左	下から5行目～次頁下から5行目	1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 898点 (2) 4分の3冠 1,123点 2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 379点 b 複雑なもの 700点 ロ 5分の4冠 881点 ハ 全部金属冠 1,108点 (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの 258点 b 複雑なもの 512点 ロ 4分の3冠 633点 ハ 5分の4冠 633点 ニ 全部金属冠 794点 3 銀合金 (1) 大白歯 イ (略) ロ 5分の4冠 49点 ハ (略) (2) 小白歯・前歯・乳歯 イ インレー a (略) b 複雑なもの 28点 ロ (略) ハ (略) ニ 全部金属冠 44点	1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 1,040点 (2) 4分の3冠 1,300点 2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 418点 b 複雑なもの 774点 ロ 5分の4冠 974点 ハ 全部金属冠 1,225点 (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの 285点 b 複雑なもの 566点 ロ 4分の3冠 700点 ハ 5分の4冠 700点 ニ 全部金属冠 877点 3 銀合金 (1) 大白歯 イ (略) ロ 5分の4冠 50点 ハ (略) (2) 小白歯・前歯・乳歯 イ インレー a (略) b 複雑なもの 29点 ロ (略) ハ (略) ニ 全部金属冠 45点
197	右		〔上から21～35行目の以下の文章を削除〕 ※ 歯内療法により根の保存可能なものに適切な保存処置の上、有床義歯(M030有床義歯内面適合法の「2」軟質材料を用いる場合で義歯床用軟質裏装材を使用して間接法により床裏装を行った場合は除く。)に磁性アタッチメントを使用することを目的とし、キーパーを装着した金属歯冠修復で根面を被覆した場合は、1歯につき、M005装着の「1」歯冠修復及び「注2」内面処理加算2並びに本区分の「1のイ」単純なものを準用して算定する。また、保険医療材料料は、M005装着の「1」歯冠修復及び本区分の「1のロ」複雑なものに準じて算定するとともに、キーパーの材料料を算定する。この場合において、歯冠形成はM001歯冠形成の「3のイ」単純なものを算定し、装着はM005装着の「1」歯冠修復を算定する。なお、実施に当たっては、関連学会の定める基本的な考え方を参考とする。また、キーパーを使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書(シール等)を保存して管理する(診療録に貼付する等)。	
198	左	上から7～14行目	1 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 前歯 633点 (2) 小白歯 633点 (3) 大白歯 881点 2 銀合金	1 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 前歯 700点 (2) 小白歯 700点 (3) 大白歯 974点 2 銀合金

頁	欄	行	訂正前	訂正後
			(1) (略) (2) (略) (3) 大白歯 49点	(1) (略) (2) (略) (3) 大白歯 50点
198	左	下から13～5行目	1 根面板によるもの (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大白歯 379点 ロ 小白歯・前歯 258点 (2) (略) 2 レジン充填によるもの 11点	1 根面板によるもの (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大白歯 418点 ロ 小白歯・前歯 285点 (2) (略) 2 レジン充填によるもの 11点 (1) 複合レジン系 11点 (2) グラスアイオノマー系 イ 標準型 8点 ロ 自動練和型 9点
199	左	上から2～4行目	1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 988点 2 銀合金を用いた場合 98点	1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 1,092点 2 銀合金を用いた場合 99点
199	左	下から4行目	レジン前装チタン冠	レジン前装チタン冠（1歯につき）
201	右	下から5行目	1個につき	1歯につき
203	左	下から17～1行目	1 鑄造ボンティック (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大白歯 1,276点 ロ 小白歯 961点 (2) (略) 2 レジン前装金属ボンティック (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 イ 前歯 767点 ロ 小白歯 961点 ハ 大白歯 1,276点 (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 62点 ロ 小白歯 62点 ハ 大白歯 62点	1 鑄造ボンティック (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大白歯 1,411点 ロ 小白歯 1,062点 (2) (略) 2 レジン前装金属ボンティック (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 イ 前歯 848点 ロ 小白歯 1,062点 ハ 大白歯 1,411点 (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 63点 ロ 小白歯 63点 ハ 大白歯 63点
207	左	下から27～12行目	1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 1,163点 ロ 犬歯・小白歯 946点 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大白歯 946点 ロ 犬歯・小白歯 727点 ハ 前歯（切歯） 560点 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 1,020点 ロ 犬歯・小白歯 798点 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大白歯 700点 ロ 犬歯・小白歯 609点 ハ 前歯（切歯） 565点	1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 1,348点 ロ 犬歯・小白歯 1,096点 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大白歯 1,096点 ロ 犬歯・小白歯 842点 ハ 前歯（切歯） 648点 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 1,128点 ロ 犬歯・小白歯 882点 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大白歯 774点 ロ 犬歯・小白歯 673点 ハ 前歯（切歯） 624点
207	左	下から3～1行目	2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 559点 (2) 二腕鉤（レストつき） 432点	2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 645点 (2) 二腕鉤（レストつき） 498点

頁	欄	行	訂正前	訂正後
208	左	上から5～10行目	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上),線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 282点 (2) 犬歯・小白歯 305点 (3) 大白歯 350点	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上),線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 312点 (2) 犬歯・小白歯 337点 (3) 大白歯 387点
208	左	下から9～3行目	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大白歯 700点 ロ 小白歯・前歯 512点 (2) 銀合金 イ (略) ロ 小白歯・前歯 28点	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大白歯 774点 ロ 小白歯・前歯 566点 (2) 銀合金 イ (略) ロ 小白歯・前歯 29点
209	左	上から14～15行目	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) 1,636点	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) 1,808点
237	左	上から4行目	(最終改正;令和4年3月4日 厚生労働省告示第53号)	(最終改正;令和4年8月31日 厚生労働省告示第263号)
240	右	上から12行目	医薬品	医薬品(令和5年4月1日以降においては別表第4(編注;略)に記載されている医薬品を除く。)
241	右	上から9～10行目	及びレムデシビル製剤	,レムデシビル製剤,ガルカネズマブ製剤,オフアツムマブ製剤,ボソリチド製剤及びエレスマブ製剤
241	右	下から15～14行目	及びワンクリノン腔用ゲル90mg	,ワンクリノン腔用ゲル90mg及びボカブリア錠30mg
274	右	下から20行目	口腔内細菌定量分析装置	口腔細菌定量分析装置
284	左	上から4行目	(最終改正;令和4年3月4日 厚生労働省告示第58号)	(最終改正;令和4年6月30日 厚生労働省告示第227号)
286	右	上から10～20行目	002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用(J I S適合品) 1g 5,607円 003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用(J I S適合品) 1g 5,590円 004 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上) 1g 5,740円 005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S適合品) 1g 5,567円 006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金(金12%以上 J I S適合品) 1g 3,149円	002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用(J I S適合品) 1g 6,493円 003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用(J I S適合品) 1g 6,476円 004 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上) 1g 6,626円 005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S適合品) 1g 6,453円 006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金(金12%以上 J I S適合品) 1g 3,481円
286	右	上から24～33行目	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう(金15%以上 J I S適合品) 1g 3,706円 011 歯科鑄造用銀合金 第1種(銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品) 1g 143円 012 歯科鑄造用銀合金 第2種(銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品) 1g 176円 013 歯科用銀ろう(J I S適合品) 1g 261円	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう(金15%以上 J I S適合品) 1g 4,052円 011 歯科鑄造用銀合金 第1種(銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品) 1g 145円 012 歯科鑄造用銀合金 第2種(銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品) 1g 178円 013 歯科用銀ろう(J I S適合品) 1g 265円

<看護職員処遇改善評価料の新設、オンライン資格確認導入の原則義務化、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の新設に関する追補>

頁	欄	行	訂正前	訂正後
3			〔下から1行目の次に次のように追加〕 一部改正 令和4年9月5日 厚生労働省告示第269号(令和4年10月1日から適用)	
16	左	下から19～4行目	12 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等を取得した上で初診を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、月1回に限り7点を所定点数に加算する。ただし、当該患者に係る診療情報等の取得が困難な場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報等の提供を受けた場合等にあつては、月1回に限り3点を所定点数に加算する。	12 削除 13 初診に係る十分な情報を取得する体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1として、月1回に限り4点を所定点数に加算する。ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により当該患者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報等の提供を受けた場合等にあつては、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2として、月1回に限り2点を所定点数に加算する。
16	右	〔上記で追加した「注13」の右欄として以下のように追加〕 ◇ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 ア 「注13」に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算は、オンライン資格確認の導入の原則義務化を踏まえ、オンライン資格確認を導入している保険医療機関の外来において、初診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合に、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1として、月1回に限り4点を算定する。 ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により当該患者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2として、月1回に限り2点を算定する。 イ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険医療機関においては、以下の事項について院内及びホームページ等に掲示し、必要に応じて患者に対して説明する。 (i) オンライン資格確認を行う体制を有していること。 (ii) 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。 ウ 初診時の標準的な問診票の項目は「別紙様式5」(略)に定めるとおりであり、医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険医療機関は、患者に対する初診時間診票の項目について、「別紙様式5」(略)を参考とする。		
16	右	〔下から15～2行目の以下の文章を削除〕 (20) 「注12」に規定する電子的保健医療情報活用加算は、オンライン資格確認システムの活用により、診断及び治療等の質の向上を図る観点から、外来において、オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して診療等を実施することを評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等を取得した上で診療を行った場合に、月1回に限り算定する。 ただし、初診の場合であつて、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、「当該患者に係る診療情報等の取得が困難な場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報等の提供を受けた場合等」にあつては、令和6年3月31日までの間に限り、月1回に限り3点を算定する。		
16	右	下から1行目	◆ 経過措置→第3章 経過措置参照	〔削除〕
18	左	上から14～16行目	ただし、この場合において、注10に規定する加算は算定しない。	〔削除〕
18	左	下から10～1行目	10 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等を取	〔削除〕

頁	欄	行	訂正前	訂正後
			得した上で再診を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、月1回に限り4点を所定点数に加算する。	
18	右	下から15～1行目	(8) 「注10」に規定する電子的保健医療情報活用加算は、オンライン資格確認システムの活用により、診断及び治療等の質の向上を図る観点から、外来において、オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して診療等を実施することを評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等を取得した上で診療を行った場合に、月1回に限り算定する。 ただし、同一月にA000初診料の「注12」に規定する当該患者に係る診療情報等を取得した上で診療を行い、電子的保健医療情報活用加算を算定した場合にあっては算定できない。なお、「当該患者に係る診療情報等の取得が困難な場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報等の提供を受けた場合等」の点数を算定した場合には、同一月であっても算定できるものとする。	〔削除〕
19	左	上から5行目	第4節	第5節
26			〔左欄に「第5節」として以下のように追加〕 第5節 看護職員処遇改善評価料 区分 A500 看護職員処遇改善評価料 注 医科点数表の区分番号A500に掲げる看護職員処遇改善評価料の注に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料を算定しているものについて、医科点数表の区分番号A500に掲げる看護職員処遇改善評価料の例により算定する。 〔A500看護職員処遇改善評価料の右欄として以下のように追加〕 ◇ 本区分については、医科のA500看護職員処遇改善評価料の例により算定する。	
43	左	上から4行目	初診料	初診料（注13に規定する加算を除く。）
43	左	上から12行目	初診料	初診料（注13に規定する加算を除く。）
43	左	下から15行目	A000	A000（注13に規定する加算を除く。）
44	左	上から11～12行目	及び注8	，注8及び注13
233			〔第3章 経過措置を削除〕	
237	左	上から4行目	(最終改正；令和4年8月31日 厚生労働省告示第263号) 〔網かけは本追補4頁で改正済み〕	(最終改正；令和4年9月5日 厚生労働省告示第268号)
237	右	上から8行目	〔次行に追加〕	六 療担規則第3条第4項及び療担基準第3条第4項に規定する体制に関する事項 ＜令和5年4月1日適用＞
243	左	下から21行目	〔次行に追加〕	四 薬担規則第3条第4項及び療担基準第26条第4項に規定する体制に関する事項 ＜令和5年4月1日適用＞

頁	欄	行	訂正前	訂正後
244	左	上から3行目	(最終改正; 令和4年3月4日 厚生労働省告示第55号)	(最終改正; 令和4年9月5日 厚生労働省告示第270号)
244	右	下から14～5行目	三の六 医科初診料, 医科再診料及び外来診療料の電子的保健医療情報活用加算の施設基準 (1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。 (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。 (3) (2)の体制に関する事項について, 当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。	三の六 削除
244	右	下から5行目	[次行に追加]	三の七 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準 (1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。 (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。 (3) (2)の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し, 及び活用して診療を行うことについて, 当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
248	左	上から15行目	[次行に追加]	第十の二 看護職員処遇改善評価料の施設基準(略)
249	左	上から10行目	[次行に追加]	(最終改正; 令 4. 9. 5 保医発 0905 1)
249	左	上から12行目	[次行に追加]	第1の8 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する施設基準 (1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。 (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(以下「オンライン資格確認」という。)を行う体制を有していること。なお, オンライン資格確認の導入に際しては, 医療機関等向けポータルサイトにおいて, 運用開始日の登録を行うこと。 (3) 次に掲げる事項について, 当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。 ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。 イ 当該保険医療機関を受診した患者に対し, 受診歴, 薬剤情報, 特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこ

頁	欄	行	訂正前	訂正後
				<p>と。</p> <p>2 届出に関する事項 医療情報・システム基盤整備体制充 実加算の施設基準に係る取扱いについ ては、当該基準を満たしていればよ く、特に地方厚生（支）局長に対し て、届出を行う必要はないこと。</p>